

## ○大学院心理学研究科における学位授与に関する審査基準

〔平成 18 年 11 月 21 日〕  
学 長 決 裁

第 1 条 大学院心理学研究科における学位授与に関する審査基準をここに定める。

第 2 条 修士の審査基準を以下のように定める。

- (1) 研究論文の審査および最終試験において、基礎学力および専攻学術の知識に関し、前期博士課程修了に相応しい十分な達成度が確認されること。
- (2) 研究論文の内容が、体系的であり、学術論文としての形式要件を満たしていること。
- (3) 審査の評価は、A（特に優れている）、B（優れている）、C（水準に達している）、D（不合格）の四段階とする。

第 3 条 課程博士の審査基準を以下のように定める。

- (1) 研究論文の審査および最終試験において、基礎学力および専攻学術の知識に関し、後期博士課程修了に相応しい十分な達成度が確認され、かつ、専攻学術の研究者として自立できる水準に達していると認められること。
- (2) 研究論文が、独創性に富み、内容的に専攻学術分野の国内外の研究水準に達していると認められること。
- (3) 研究論文の内容が、体系的であり、原則として一冊の著書の体裁をなしていること。
- (4) 審査の評価は、A（特に優れている）、B（優れている）、C（水準に達している）、D（不合格）の四段階とする。

第 4 条 論文博士の審査基準を以下のように定める。

- (1) 予備審査において、専攻学術に関し、後期博士課程または博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学力があることが確認され、かつ、専攻学術の専門研究者として自立できる水準を超えていると認められること。
- (2) 研究論文の内容が、独創性に富み、内容的に専攻学術分野の国内外の研究水準に達していると認められること。
- (3) 研究論文が、体系的であり、原則として一冊の著書の体裁をなしていること。
- (4) 審査の評価は、A（特に優れている）、B（優れている）、C（水準に達している）、D（不合格）の四段階とする。

### 附 則

この基準は、平成 18 年 11 月 21 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。